

第64号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和3年9月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

介護補償の限度額等を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「165,150円」を「171,650円」に改め、同項第2号中「70,790円」を「73,090円」に改め、同項第3号中「82,580円」を「85,780円」に改め、同項第4号中「35,400円」を「36,500円」に改める。

附則第4条第5項及び第6項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた介護補償の額）

第11条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた介護補償の額については、第11条第2項第1号中「171,650円」とあるのは「166,950円」と、同項第2号中「73,090円」とあるのは「72,990円」と、同項第3号中「85,780円」とあるのは「83,480円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、新条例第11条第2項第4

号、附則第4条第5項及び第6項並びに附則第11条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第11条第2項第1号から第3号までの規定は、令和3年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条第2項第4号及び附則第11条の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（同月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。